

証券コード 7591  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目12番10号

**株式会社 エクセル**

代表取締役社長 大 滝 伸 明

## 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区西新橋三丁目12番10号  
当社本社 5階会議室  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分 の件  
第2号議案 定款一部変更 の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任 の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任 の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定 の  
件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定 の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.excelweb.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。  
なお、監査報告書を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度からの足踏み状態が継続しており、中国・新興国経済の減速を背景として、年度終盤の大幅な円高による企業収益への影響が顕在化しつつある状況であります。平成28年1月の日銀によるマイナス金利導入に伴う景気刺激効果も未知数の状態であり、今後の回復への期待を持ちにくい現状となっております。一方で原油価格下落による景気下支えの要因も見られる状況であります。

当社グループの属する電子部品業界においては、中国・新興国経済の減速等の影響によりこれまで牽引役となっていたスマートフォン・タブレット関連市場の拡大基調に翳りが見え始めており、また主力事業者の入れ替わりや製品勢力図の急速な変化も出てきております。

当社グループにおいては、日系顧客の海外生産シフトを含めた海外直接取引の拡大ならびに海外顧客との新規ビジネス開拓に取り組み、事業規模の維持拡大に努めましたが、スマートフォン市場の製品勢力図の急速な変化や中小型、大型液晶市場の価格競争等の影響により、売上高は1,489億45百万円（前期比36.7%減）となりました。

一方、売上原価は1,414億46百万円（前期比37.5%減）となり、売上総利益は74億98百万円（前期比14.6%減）となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費22億48百万円（前期比3.8%増）を主体として総額44億44百万円（前期比5.1%増）となり、結果営業利益は、30億54百万円（前期比32.9%減）となっております。

営業外収益は、受取配当金74百万円（前期比29.2%増）、負ののれん償却額62百万円（前期と同額）を計上する一方、為替差益が前期比1億29百万円減少したこと等により、1億91百万円（前期比36.0%減）となりました。

営業外費用は、支払利息3億84百万円（前期比125.3%増）、為替差損1億92百万円を中心として5億94百万円（前期比205.0%増）となり、結果経常利益は、26億51百万円（前期比43.0%減）となりました。

特別損益では、特別利益として貸倒引当金戻入4億96百万円を計上しております。これは前期に計上したWINTEK社宛破産更生債権に関する貸倒引当金

137億20百万円につき、商品の市場よりの返品に伴い、WINTEK社からの返品請求額と当該債権の一部を相殺したことによる当該貸倒引当金の戻入によるものであります。

更に法人税等調整額2億34百万円（前期は△17億4百万円）等を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は23億30百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失78億5百万円）となりました。

各品目別の概況は次のとおりであります。

（液晶デバイス）

国内市場における大型液晶の販売が拡大したものの、海外市場における中小型液晶の需要低迷及び大型液晶の価格競争の影響により販売が減少し、売上高は756億94百万円（前期比50.7%減）となりました。

（半導体・集積回路）

国内市場における半導体ビジネス等の販売は伸長したものの、海外市場におけるスマートフォン、タブレット向けを中心とするドライバーIC等の販売が低迷したことにより、売上高は188億61百万円（前期比14.5%減）となりました。

（電子部品・その他）

国内市場における電子デバイス販売が若干増加したものの、海外市場における液晶モジュール用デバイス等の販売が減少したことにより、売上高は543億89百万円（前期比9.0%減）となりました。

## **(2) 設備投資等の状況**

当連結会計年度における設備投資につきましては、特に記載すべき事項はございません。

## **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度における資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと考えております。

① **業績の安定性確保のため、核となる取引先および取扱製品を増やす  
（第二・第三の柱の構築）**

特定の仕入先・販売先および取扱製品への過度の依存により当社業績が大きく左右される体質から、核となる取引先・取扱製品増加（第二・第三の柱の構築）によるバランス改善を通じて業績の安定性向上を目指します。

② **国内ビジネスの再構築**

日本が強みを持つ産業や日本に残る産業へのビジネス参入により、縮小傾向にある国内ビジネスの再構築に注力してまいります。

③ **海外ビジネス拡大に向けたグローバル人材の育成・確保**

海外現地企業取引開拓強化に向け、現地社員の積極的登用に加え、成長性のあるマーケットへの人材シフトを推進してまいります。

④ **毀損した自己資本の早期復旧**

平成27年3月期に発生した損失による自己資本の減少を踏まえ、経営の安定性確保のため、毀損した自己資本の早期復旧に努めてまいります。

⑤ **与信管理体制の更なる強化**

平成27年3月期の不良債権発生への反省を踏まえ、与信管理体制および意思決定プロセスの更なる強化を図る所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)	88,840	129,806	235,272	148,945
経常利益(百万円)	1,469	2,263	4,653	2,651
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	1,054	1,517	△7,805	2,330
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	121.73	175.14	△900.72	268.87
総資産(百万円)	52,589	66,831	107,949	67,192
純資産(百万円)	24,916	28,476	20,864	22,915

(注) 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)	31,335	31,546	27,847	34,790
経常利益(百万円)	764	781	902	835
当期純利益(百万円)	501	415	603	574
1株当たり当期純利益(円)	57.90	47.97	69.61	66.27
総資産(百万円)	28,205	34,583	64,562	42,975
純資産(百万円)	20,708	22,033	22,858	22,480

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
曄華企業股份有限公司	NT \$ 8,250千	100.0%	電子部品の販売
緯曄科技(香港)有限公司	US \$ 1,000千	70.0% (70.0%)	電子部品の販売
卓華電子(香港)有限公司	HK \$ 23,550千	100.0%	電子部品の販売
卓英国際貿易(上海)有限公司	US \$ 200千	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
卓英電子貿易(深圳)有限公司	US \$ 75千	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
EXCEL SINGAPORE PTE.LTD.	S \$ 500千	100.0%	電子部品の販売
EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	THB 10,000千	100.0%	電子部品の販売
EXCEL ELECTRONICS TRADING MEXICANA, S. A. DE C. V.	MXN 7,000千	100.0%	電子部品の販売

- (注) 1. 出資比率の( )内は、間接所有割合を内書さしております。
2. 緯曄科技(香港)有限公司は、当社の子会社である曄華企業股份有限公司が70%出資する子会社であります。
3. 卓英国際貿易(上海)有限公司、卓英電子貿易(深圳)有限公司は、当社の子会社である卓華電子(香港)有限公司の100%子会社であります。
4. 当連結会計年度にEXCEL ELECTRONICS TRADING MEXICANA, S. A. DE C. V.を設立しております。

## (7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

液晶等表示デバイス、集積回路、半導体素子、その他の電子部品および電子機器の販売ならびにこれらの輸出入業務を行っております。

(8) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区西新橋三丁目12番10号  
市ヶ谷支店 東京都千代田区九段南四丁目5番11号  
東京南支店 神奈川県川崎市宮前区有馬九丁目3番1号  
名古屋支店 愛知県名古屋市南区塩屋町六丁目21番地  
大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目7番3号  
営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
福 島	福 島 県	沼 津	静 岡 県
水 戸	茨 城 県	松 本	長 野 県
行 田	埼 玉 県	物流センター	埼 玉 県
さいたま	埼 玉 県	大阪商品センター	大 阪 府
北 陸	石 川 県		

② 子 会 社

名 称	所 在 地
擘華企業股份有限公司	台湾
緯擘科技(香港)有限公司	中国
卓華電子(香港)有限公司	中国
卓擘国際貿易(上海)有限公司	中国
卓擘電子貿易(深圳)有限公司	中国
EXCEL SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ
EXCEL ELECTRONICS TRADING MEXICANA, S. A. DE C. V.	メキシコ



(9) 従業員 の 状 況 (平成28年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
260名	2名減

(注) 従業員数は嘱託、顧問を含み、パート、派遣社員を除く就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
159名 [14名]	2名減 [1名減]	45.3歳	16.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は [ ] 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 主 要 な 借 入 先 (平成28年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,653百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,553百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,327百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,086,755株
- (3) 株主数 3,693名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社C&I Holdings	862千株	9.9%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	761	8.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505224	271	3.1
中島章智	218	2.5
株式会社リョーサン	211	2.4
株式会社みずほ銀行	204	2.4
株式会社三井住友銀行	156	1.8
日本証券金融株式会社	143	1.7
米山鐘秀	137	1.6
株式会社南青山不動産	123	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式420,467株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式（420,467株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大滝 伸明	代表取締役社長	
谷村 偉作	取締役会長	
上田 豊男	常務取締役海外営業統轄	
太田 勝男	取締役経理本部長兼経理部長	
富永 之衛	取締役海外第一営業本部長	卓華電子（香港）有限公司董事長 卓英電子貿易（深圳）有限公司董事長
小川 志郎	取締役事業推進統轄兼 海外電子デバイス販売推進本部長	
佐治 寛	取締役	
吉澤 雅之	常勤監査役	
都甲 和幸	監査役	公認会計士
大宮 竹彦	監査役	弁護士

- (注) 1. 平成27年6月25日開催の第55期定時株主総会において、小川志郎氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役佐治寛氏は、社外取締役であります。
3. 監査役都甲和幸、大宮竹彦の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役吉澤雅之氏は、長らく金融機関に勤務し、また当社の総務部長およびCSR推進室長を歴任しており、財務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役都甲和幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役大宮竹彦氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、取締役ごとの業績評価に基づく基本報酬と、その役位に応じて算定される役員手当との合計額を基礎とし、会社の業績、従業員の給与等を総合的に勘案して決定いたします。賞与につきましては、会社の業績、従業員の賞与額等を総合的に勘案し算定した総額を、取締役ごとの業績評価、役位に応じて按分して決定いたします。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、職位に応じて定められた額を支給しております。

これらの方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

### ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	160百万円 (6)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	20百万円 (8)
合計 (うち社外役員)	10名 (3)	180百万円 (14)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第47期定時株主総会において年額450,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成10年12月18日開催の第38期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	佐 治 寛	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監 査 役	都 甲 和 幸	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会6回の全てに出席し、豊富な実務経験に基づき議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	大 宮 竹 彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、14回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会6回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言等を適宜行いました。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの当期の監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績の分析・評価を踏まえ、前期の計画と実績等の比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その基本方針を取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

#### ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念E x 21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に順守を求める。

ロ 取締役は、職務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。

ハ 監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報・相談する窓口を設置し、社内自浄能力の向上を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

ロ その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。

ハ 取締役並びに監査役は、それらの情報を常時閲覧できる。

#### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 事業活動・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの他、様々な潜在的リスクの早期抽出・評価・対策が重要な課題であるとの認識の下、リスク管理に関する規程を制定、運用し、損失発生の未然防止または被害の最小化に取り組む。

ロ 事業環境の変化等に応じて、リスク管理体制を見直す他、債権管理規程や在庫管理規程等の関連規程を定期的に見直し、当社グループの取締役及び使用人にその内容を周知徹底する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実

を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図る。

- ロ 取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。
  - ハ 業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループ各社に対する役員の派遣等を通じて、グループ会社の運営を監視、監督する他、監査室が当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - ロ 当社は、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ適宜報告することを義務付ける。
  - ハ 当社は、当社グループ全体の中期経営計画及び年度事業計画の策定並びに当社グループ全体の経営指標の導入等を通じ、当社グループにおける職務の執行が効率的に行われる体制の整備に取り組む。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ各社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。



また、監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ロ 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要会議に出席する機会を確保する。

また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、当社グループの取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。

- ロ 監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ 経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。

- ロ 取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。

ハ 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。

- ニ 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検証、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。

- ⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

イ 当社グループは、「法令順守マニュアル」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える所謂反社会的勢力及び団体とは断固として絶縁する旨定めている。

- ロ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行っており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携のうえ対応できる体制にある。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に記載した「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度は、内部統制委員会を7回開催し、内部統制システムの整備・運用について検討・討議を行った他、法令・定款遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制及び「財務報告に係る内部統制」の整備・運用に関する指摘及び改善状況について、取締役会にその内容を報告いたしました。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>58,895</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,520</b>
現金及び預金	16,829	支払手形及び買掛金	10,769
受取手形及び売掛金	25,449	短期借入金	19,737
商品及び製品	15,889	一年内返済予定の長期借入金	2,884
繰延税金資産	73	未払法人税等	155
その他	664	賞与引当金	131
貸倒引当金	△12	役員賞与引当金	41
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,297</b>	早期退職費用引当金	25
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,189</b>	その他	773
建物及び構築物	479	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,756</b>
土地	1,677	長期借入金	8,248
その他	32	繰延税金負債	1,186
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>15</b>	退職給付に係る負債	219
その他	15	資産除去債務	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,093</b>	負ののれん	62
投資有価証券	4,161	その他	33
破産更生債権等	15,149	<b>負 債 合 計</b>	<b>44,276</b>
繰延税金資産	1,801	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	162	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,944</b>
貸倒引当金	△15,180	資本金	3,086
<b>資 産 合 計</b>	<b>67,192</b>	資本剰余金	3,126
		利益剰余金	14,302
		自己株式	△571
		その他の包括利益累計額	2,833
		その他有価証券評価差額金	2,017
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	802
		退職給付に係る調整累計額	14
		非支配株主持分	137
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,915</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>67,192</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		148,945
売 上 原 価		141,446
売 上 総 利 益		7,498
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,444
営 業 利 益		3,054
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	74	
仕 入 割 引	14	
負 の の れ ん 償 却 額	62	
そ の 他	18	191
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	384	
売 上 割 引	2	
為 替 差 損	192	
そ の 他	15	594
経 常 利 益		2,651
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	496	
そ の 他	0	496
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
早 期 退 職 費 用 引 当 金 繰 入 額	25	25
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,121
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	471	
法 人 税 等 調 整 額	234	706
当 期 純 利 益		2,415
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		85
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,330

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,086	3,126	12,266	△571	17,908
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△294		△294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,330		2,330
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,035	△0	2,035
当 期 末 残 高	3,086	3,126	14,302	△571	19,944

	その他の包括利益累計額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,679	△5	192	36	2,904	52	20,864
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							2,330
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△662	4	609	△22	△70	85	15
当 期 変 動 額 合 計	△662	4	609	△22	△70	85	2,050
当 期 末 残 高	2,017	△0	802	14	2,833	137	22,915

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>27,880</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,978</b>
現金及び預金	9,008	支払手形	296
受取手形	1,167	買掛金	4,198
売掛金	9,385	短期借入金	600
商品	2,330	一年内返済予定の長期借入金	2,884
前払費用	19	未払金	2,658
繰延税金資産	62	未払費用	57
未収入金	2,648	未払法人税等	49
関係会社短期貸付金	2,884	前受金	1
その他	373	預り金	30
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,095</b>	賞与引当金	128
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,166</b>	役員賞与引当金	41
建物	465	早期退職費用引当金	25
構築物	7	その他	5
工具、器具及び備品	16	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,516</b>
土地	1,677	長期借入金	8,248
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14</b>	繰延税金負債	937
ソフトウェア	12	退職給付引当金	240
電話加入権	1	資産除去債務	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,914</b>	負ののれん	50
投資有価証券	4,161	その他	33
関係会社株式	401	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,494</b>
出資金	0	<b>純 資 産 の 部</b>	
従業員に対する長期貸付金	10	<b>株 主 資 本</b>	<b>20,463</b>
関係会社長期貸付金	8,248	資本金	3,086
破産更生債権等	1	資本剰余金	3,126
長期前払費用	1	資本準備金	3,124
差入保証金	34	その他資本剰余金	2
保険積立金	41	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>14,821</b>
その他	47	利益準備金	88
貸倒引当金	△32	その他利益剰余金	14,732
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,975</b>	別途積立金	10,110
		繰越利益剰余金	4,622
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△571</b>
		評価・換算差額等	2,017
		その他有価証券評価差額金	2,017
		繰延ヘッジ損益	△0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,480</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>42,975</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,790
売 上 原 価		32,288
売 上 総 利 益		2,502
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,278
営 業 利 益		224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	188	
受 取 配 当 金	410	
仕 入 割 引	14	
経 営 指 導 料	214	
業 務 受 託 料	134	
負 の の れ ん 償 却 額	50	
そ の 他	42	1,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	188	
売 上 割 引	2	
業 務 受 託 費 用	123	
為 替 差 損	112	
そ の 他	16	443
経 常 利 益		835
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
早 期 退 職 費 用 引 当 金 繰 入 額	25	25
税 引 前 当 期 純 利 益		809
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	237	
法 人 税 等 調 整 額	△1	235
当 期 純 利 益		574

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕  
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,086	3,124	2	3,126	88	10,110	4,343	14,541	△571	20,183
当期変動額										
剰余金の配当							△294	△294		△294
当期純利益							574	574		574
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	279	279	△0	279
当期末残高	3,086	3,124	2	3,126	88	10,110	4,622	14,821	△571	20,463

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,679	△5	2,674	22,858
当期変動額				
剰余金の配当				△294
当期純利益				574
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△662	4	△657	△657
当期変動額合計	△662	4	△657	△378
当期末残高	2,017	△0	2,017	22,480

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 エクセル

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小林 昌 敏 ㊟  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクセルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 エクセル  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小林 昌 敏 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクセルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、担当取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図りました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社エクセル 監査役会

常勤監査役 吉 澤 雅 之 ㊟

社外監査役 都 甲 和 幸 ㊟

社外監査役 大 宮 竹 彦 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社グループを取り巻く環境、新事業展開のための内部留保、株主の皆様への安定的な利益還元等を総合的に勘案し、前期と同額の1株当たり17円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額147,326,896円

なお、中間配当金として17円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期と同額の1株当たり34円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 執行役員制度の定着を踏まえ、定款に規定する取締役の員数を15名以内から6名以内に改めるとともに、新設する監査等委員である取締役の員数を6名以内と定めるため、定款第18条(員数)に所要の変更を行うものであります。

(3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対し</u>発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条～第28条（条文省略）</p>	<p>第28条～第29条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（常勤の監査等委員）</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（監査等委員会の招集通知）</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対し発する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（監査等委員会の決議方法）</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第37条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>38条</u>～第<u>39条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>41条</u>～第<u>44条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>34条</u>～第<u>35条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>36条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>37条</u>～第<u>40条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u>  <u>平成28年6月開催の第56期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役7名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おお たきのぶ あき 大 滝 伸 明 (昭和31年1月21日生)	昭和54年4月 松下電送株式会社（現パナソニックシステムネットワークス株式会社）入社 平成13年9月 当社入社海外半導体販売推進部課長 平成18年6月 当社取締役新規事業推進本部長 平成23年4月 当社常務取締役新規事業推進本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長（現任）	23,200株
2	お がわ し ろう 小 川 志 郎 (昭和32年6月28日生)	昭和60年8月 株式会社モリマツ入社 平成8年12月 株式会社ニデコ（現株式会社エクセル）入社 平成22年4月 当社海外電子部品販売推進部長 平成25年6月 当社執行役員海外電子デバイス販売推進本部長 平成27年6月 当社取締役事業推進統轄兼海外電子デバイス販売推進本部長 平成28年4月 当社取締役事業推進統轄兼電子デバイス販売推進本部長（現任）	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	たに むら い さく 谷 村 偉 作 (昭和30年3月9日生)	昭和52年4月 株式会社富士銀行（現株式会社 みずほ銀行）入行 平成17年7月 当社入社監査室長兼経営企画室 長 平成19年6月 当社取締役監査室長兼経営企画 室長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画室長兼 管理本部長 平成23年4月 当社専務取締役経営企画室長兼 管理本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役会長（現任）	25,300株
※4	かわ ばた はじめ 川 端 一 (昭和37年2月4日生)	昭和60年4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入行 平成17年10月 株式会社三井住友銀行 営業統括部戦略営業グループ グループ長 平成18年4月 同行コーポレート・アドバイザ リー本部第一部長 平成23年4月 同行香港支店長 平成26年4月 同行グローバル・アドバイザ リー部部长 平成28年4月 当社入社 財経本部副本部長 （現任）	0株

(注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 新任候補者選任理由

川端氏は長らく金融機関に勤務し、財務に関する相当程度の知見を有しております。また、海外勤務の経験も豊富であり、グローバルな財務管理に手腕を発揮していただくため取締役候補者いたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	よし ざわ まさ ゆき 吉 澤 雅 之 (昭和27年7月8日生)	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成14年7月 株式会社ニデコ（現株式会社エクセル）入社営業管理課長 平成21年4月 当社総務部長兼CSR推進室長 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）	4,100株
2	と ごう かず ゆき 都 甲 和 幸 (昭和32年1月20日生)	昭和55年3月 監査法人中央会計事務所入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人三優会計社（現三優監査法人）入所 平成13年9月 同監査法人 代表社員 平成20年7月 都甲公認会計士事務所開設 所長（現任） 平成21年1月 株式会社RTBコンサルティング設立 代表取締役（現任） 平成22年6月 当社監査役（現任）	0株
3	おお みや たけ ひこ 大 宮 竹 彦 (昭和20年10月20日生)	昭和58年4月 弁護士登録、土屋公献法律事務所入所 昭和63年4月 新都市総合法律事務所 設立 平成12年9月 新都市総合法律事務所 代表 平成26年6月 当社監査役（現任）	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	たか す ひで よ 高 須 英 世 (昭和23年11月21日生)	昭和46年4月 日本電気株式会社 入社 平成10年4月 同社第一パーソナルC&C事業 本部パーソナルコンピュータ事 業戦略室長 平成15年7月 NECパーソナルプロダクツ株 式会社(現NECパーソナルコ ンピュータ株式会社)取締役常 務 平成17年4月 同社代表取締役執行役員専務 平成18年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成24年1月 同社相談役 平成25年3月 同社相談役 退任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 都甲和幸氏、大宮竹彦氏、高須英世氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由
- (1) 都甲和幸氏は、公認会計士としての専門的知識や、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見から経営に対する有益な助言と、企業活動全般にわたる客観的・中立的な監査をしていただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。また、同氏は現在、当社の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 大宮竹彦氏は、弁護士としての専門的知識を有しており、その知見から経営に対する有益な助言と、企業活動全般にわたる客観的・中立的な監査をしていただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は現在、当社の社外監査役であります。また、同氏は現在、当社の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (3) 高須英世氏は、経営者としての豊富な経験と知識を有しており、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、都甲和幸、大宮竹彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、高須英世氏が選任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。



5. 当社と都甲和幸氏とは、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社と大宮竹彦氏とは、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
7. 高須英世氏が選任された場合は、当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月22日開催の第47期定時株主総会において年額450百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

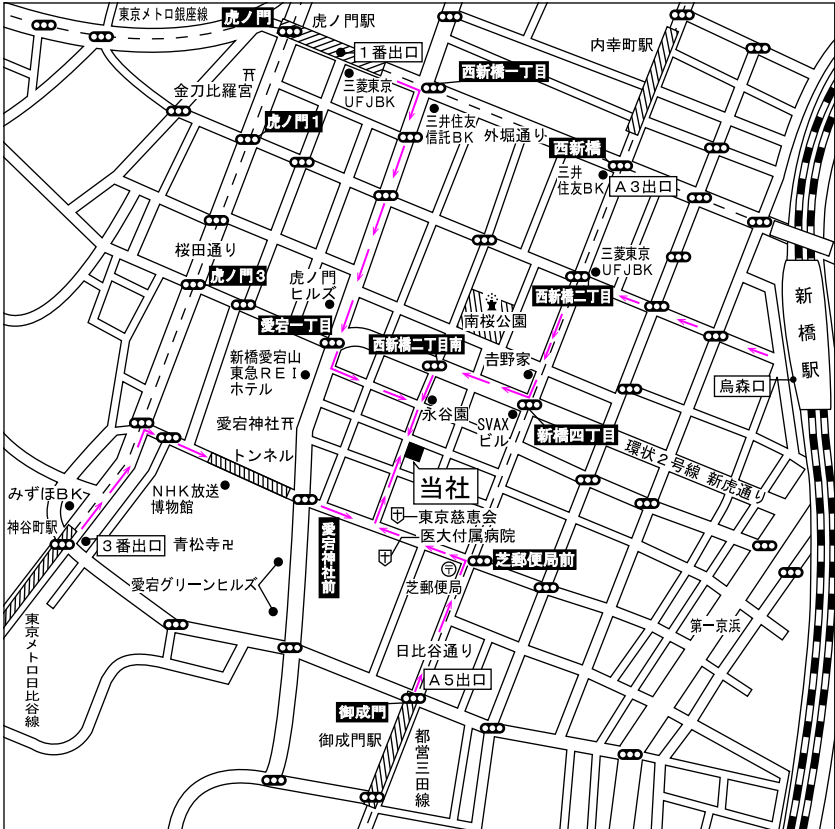
以 上

## 第56期定時株主総会会場ご案内図

東京都港区西新橋三丁目12番10号

当社本社 5階会議室

電話 03(5733)8402 (総務人事部)



### ～交通のご案内～

- |       |       |             |          |
|-------|-------|-------------|----------|
| ■地下鉄  | 都営三田線 | 御成門駅 A 5 出口 | 徒歩約 6 分  |
| ■地下鉄  | 銀座線   | 虎ノ門駅 1 番出口  | 徒歩約 10 分 |
| ■地下鉄  | 日比谷線  | 神谷町駅 3 番出口  | 徒歩約 8 分  |
| ■ J R | 新橋駅   | 烏森口出口       | 徒歩約 13 分 |

